

1 募集要項

(1)参加資格

姫路市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる者。ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③下記「(2)商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④姫路市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ⑦その他、商品券の参加店舗として発行者が適当と認めない者

(2)商品券の利用対象にならないもの

- ①出資や債務の支払い（税金、振込手数料、水道料金等）
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧特定の宗教及び政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨商品券の交換又は売買
- ⑩医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑪その他、商品券の利用対象として発行者が適当と認めないもの

(3)デジタル商品券システムの注意事項

万一、システムを停止する場合は事前に連絡します。

ただし、以下の事象が生じた場合、通知又は公表が緊急停止後となる場合がありますので予めご了承ください。

- ①天災地変、地震、停電その他の災害等により、本件システムの提供ができない場合
- ②発行者が運営するアプリ等の機能その他本件システムに不具合が生じた場合
- ③本件システムの保守又は点検に必要な場合
- ④不正な取引が発生した疑いがあり、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- ⑤本件システムを利用した取引に関する情報の漏えいが発生し、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- ⑥その他発行者がやむを得ない事由により本件システムを停止すべきと判断した場合

2 誓約事項

- ①商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ②商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- ③商品券の再販・再流通は致しません。
- ④商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- ⑤商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- ⑥商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退は致しません。
- ⑦商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑧商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑨商品券の取扱に関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑩店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP、チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑪登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教及び政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

〈その他〉

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、利用者向けの店舗一覧チラシや専用ホームページなどにより広報します。
- ・「姫路しらすざき商品券」のデザインを広告等において使用する場合は、事前に事務局の承認が必要となります。専用ホームページより申請してください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大などの状況によって、事業内容に変更が生じる場合があります。
- ・ご登録いただいた個人（店舗）情報は、姫路しらすざき商品券発行事務局が、本事業の運営に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。また、次回以降の本事業で参加店舗登録手続きの簡略化のために利用させて頂く場合があります。



参加店舗募集

令和5年 令和6年
募集期間 8月25日(金) ▶ 2月4日(日)

事業の詳細や最新情報につきましては
専用ホームページでご確認ください。

<https://himeji.prm-shohinkenr5.com>

姫路しらすざき商品券

検索



姫路しらすざき商品券発行事務局 (コールセンター) 姫路市産業振興課

TEL:0120-077-137 FAX:0120-077-257

令和5年8月21日(月)~令和6年3月8日(金) 受付時間:10:00~18:00(平日のみ)

※令和5年9月26日(火)~令和5年10月16日(月)は9:00~19:00(土日祝も受付)

※令和5年10月17日(火)~令和6年2月4日(日)は10:00~18:00(土日祝、年末年始も受付)

『姫路しらす商品券』とは

姫路市では、物価高騰による市民生活への影響の緩和や、地域経済の活性化を図るとともに、市民のデジタル化を促進するため、プレミアム付き商品券(デジタル商品券と紙タイプ商品券)を発行します。商品券の発行に先立ち、デジタル商品券と紙タイプ商品券が利用できる参加店舗を募集します。デジタル商品券と紙タイプ商品券の利用・換金には**事前に参加店舗の登録が必要**です。

商品券利用期間

令和5年11月10日(金)～令和6年2月4日(日)



① デジタル商品券

(お一人様3セットまで購入可)

マイナンバーカード 所有者限定 1セット10,000円で13,000P



② 紙タイプ商品券

(お一人様3セットまで購入可)

販売構成 1セット10,000円で12,000P
綴り編成 1,000P券×12枚=12,000P/冊

※「P」は「ポイント」の略称です

- 参加店舗の費用負担・参加費・振込手数料などは一切ありません
- デジタル機材をお持ちでなくてもデジタル商品券を取扱うことができます
- 1P(ポイント) = 1円での換金となります

参加店舗登録から商品券換金までの流れ

① デジタル商品券



② 紙タイプ商品券



※換金期日や振込スケジュール等の詳細につきましては、後日お渡しする「参加店舗マニュアル」をご確認ください。

参加店舗の申込み方法

1 申込方法

裏面の「募集要項」及び「誓約事項」に同意のうえ、下記のいずれかの方法でお申込みください。

① インターネットでのお申込み

専用ホームページにある参加店舗申込みフォームに必要事項を入力してください。

URL:<https://himeji.prm-shohinkenr5.com>



② FAXでのお申込み

別添「令和5年度 姫路しらす商品券 参加店舗登録申請書 兼 誓約書」に必要事項を記入し、右記FAX番号までお送りください。FAX:0120-077-257

※なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者につきましては、原則、各店舗ではなく事業者単位で申込みいただきます(市内すべての店舗で利用可能としていただきます)。この場合、各店舗の名称(例:〇〇〇デンキ姫路店)、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、業種、担当者氏名がわかる一覧(任意様式)を提出ください。(申込みにあたりすべての店舗が「募集要項」及び「誓約事項」に同意しているものとみなします。)

2 申込期間

令和5年8月25日(金)から令和6年2月4日(日)まで

◆9月15日(金)までにお申込みいただくと、新聞折込(9月30日(土)予定)のチラシに「商品券の使えるお店」として店舗名を掲載します

※なお、9月16日(土)以降もお申込みいただけますが、ホームページ並びに商品券専用アプリ上のみ掲載となります。※9月15日(金)までのお申込みであっても、チラシ紙面の都合により、掲載することができない場合がありますのでご了承ください。早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

3 募集対象店舗(事業者)

姫路市内で営業している店舗(小売業、飲食業、サービス業など)

【例】スーパーマーケット/コンビニエンスストア/100円均一・ディスカウントショップ/百貨店・集合型商業施設/飲食料品店/衣料・身の回り品取扱店/雑貨店/家電販売店/ホームセンター/メガネ・コンタクトレンズ・補聴器/ドラッグストア・調剤薬局/おもちゃ・ベビー用品/飲食店/旅館・ホテル/クリーニング・コインランドリー/理容・美容店/リフォーム業/自転車販売/書籍文具小売店/レンタカー・自動車販売店/ガソリンスタンド・LPガス取扱店/楽器店/その他小売業/その他サービス業/その他業種 ※詳細は、裏面の「募集要項」「誓約事項」をご確認ください。

4 負担金

参加店舗の負担金はございません。事務局が振込手数料を負担します。

5 参加店舗の認定・取り消し等

・お申込みいただいた店舗(事業者)は、事務局の審査を経て、参加店舗と認定します。
・審査結果につきましては、事務局から電子メール又はFAX等により通知します。
・申込み内容に虚偽・不備等があった場合は、認定を取り消すことがあります。又、「募集要項」及び「誓約事項」に違反する行為が認められた場合には、換金の拒否や参加店舗の認定取消、損害賠償請求を行うことがあります。

6 その他

商品券利用開始日までに事務局より参加店舗向けのマニュアル、店頭告知用ステッカー、QRコード台紙(デジタル商品券対応店舗のみ)を送付します。

